

イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金交付要綱

制定：平成30年3月30日付け農振第1870号

(趣旨)

第1条 知事は、農作物被害を軽減するため、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、市町村に対し補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 この事業の事業実施主体は、市町村有害鳥獣対策協議会、当該市町村有害鳥獣対策協議会の構成員、その他市町村長が認める団体とする。

(経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業の経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業を実施しようとする協議会又は団体の構成員が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）正副2部を知事へ提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たつて、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定す

る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体については、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助事業の内容を変更(別表2に規定する重要な変更に限る。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 3 その他知事が必要と認める事項。

(承認申請)

第6条 前条の規定により承認を受けようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)正副2部を知事へ提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在で作成した事業遂行状況報告書(別記第3号様式)を当該年度の1月15日までに知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記第4号様式)正副2部を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(別記第6号様式)正副2部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記第7号様式)正副2部を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第二号又は第三号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格50万円以上のものとする。

(書類の経由)

第13条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

附則

1 この要綱は、平成30年度から平成32年度までの予算に係る補助金について適用する。